

EUにおける研究者及び学生の受入促進に向けた指令

—移民政策の一環として—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子

【目次】

はじめに

I 域外からの移民受入れに関する EU の制度

- 1 主な経緯と背景
- 2 制度の枠組み—根拠規定及び関連立法—

II 2016 年研究者・学生許可指令制定の背景と概要

- 1 制定の背景
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：研究、学業、研修、ボランティア活動、生徒交流計画又は教育事業及びオペアを目的とする第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2016 年 5 月 11 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2016/801 (抄)

はじめに

近年 EU では、高齢化による労働力人口の減少に対応し、競争力を維持するという観点から、域外第三国からの移民⁽¹⁾の受入促進を目指している。EU は、共通の移民政策を策定する権限を有しているが、全ての第三国国民を対象とする統一的な枠組みを実現するには至っておらず、2000 年代以降、特定の対象者、手続や入国後の権利について、個別に指令⁽²⁾を制定して取組を進めているのが現状である。この取組の一つとして、2016 年 5 月、域外第三国からの研究者・学生等に関し、「研究、学業、研修、ボランティア活動、生徒交流計画又は教育事業及びオペアを目的とする第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2016 年 5 月 11 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2016/801」⁽³⁾(以下「2016 年研究者・学生許可指令」) が制定された。これは、加盟国共通の入国・滞在の条件を定めたもので、制定に当たっては、域外第三国の研究者・学生が、将来 EU にとって必要な優れた人材とな

(1) 「移民」とは、自己の国籍国又は出生国以外の国へ長期的な滞在のために移り住む人を指す。一般的に、仕事を求めて移住する「移住労働者」及びその家族のことをいい、迫害のおそれを要件とする「難民」とは区別される。(国際法学会編『国際関係法辞典 第 2 版』三省堂, 2005. p.37.) また、移民政策に関する EU の指令において、「第三国国民 (third-country nationals)」とは、EU 運営条約第 20 条に規定されている「EU 市民」でない者、すなわち加盟国の国籍を有する者以外の者と定義されている。

(2) EU 法における「指令 (directives)」とは、基本条約に基づく法令 (EU の機関による立法行為) の一類型であり、達成されるべき結果について、名宛人である加盟国を拘束するが、実施のための形式・手段の選択は加盟国国内の機関に委ねられるのが特徴である。(庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店, 2013, pp.209-212.)

(3) “Directive (EU) 2016/801 of the European Parliament and of the Council of 11 May 2016 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, training, voluntary service, pupil exchange schemes or educational projects and au pairing,” *Official Journal of the European Union*, L132, 2016.5.21, pp.21-57. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016L0801>> 以下、EU 官報は「OJ」とする。また、インターネット情報は 2016 年 9 月 5 日現在である。なお、「オペア (au pair)」とは、語学能力等の向上の手段として、軽度な家事や児童の世話と交換に、一時的に加盟国の家族に受け入れられる者を指す。

る可能性がある者と位置付けられ、彼らを EU に引き付けることが主眼とされた。

本稿では、第 I 章で域外からの移民受入れに関する EU の制度全般、第 II 章で 2016 年研究者・学生許可指令の制定の背景と概要を紹介し、最後に、同指令の抄訳を付す。

I 域外からの移民受入れに関する EU の制度

1 主な経緯と背景

欧州において、加盟国以外の第三国からの移民に関する政策については、当初は各国が個別に対応する分野であった。1992 年のマーストリヒト条約⁽⁴⁾において、欧州共同体（第 1 の柱）に加えて、政府間協力を基本とする、共通外交・安全保障政策（第 2 の柱）と司法・内務協力（第 3 の柱）が EU を構成する三つの柱となった。この司法・内務協力の下で、対外国境（域外国境）の管理、第三国国民の入国や域内移動、第三国からの移民・難民に関する政策が加盟国共通の関心事項であることが同条約に明記された。その後、1997 年のアムステルダム条約⁽⁵⁾により、司法・内務協力のうち、移民を含む人の移動に関する政策が、第 1 の柱である欧州共同体の管轄に移行され、必要な法規制等を行うことができることとなった。同条約では、発効後 5 年以内に対応のための措置を定めることとされていた。アムステルダム条約発効後の 1999 年 10 月、欧州理事会（European Council：首脳レベルの機関）の特別会合において、移民に関する共通政策における今後の課題を取りまとめ⁽⁶⁾、この中で、域外第三国からの移民流入の管理に取り組むことや、域内に継続的に居住する第三国国民の権利・義務を加盟国の国民と比較して公平に扱うこと等が目標として設定された。以後、後述するとおり、域外の第三国国民の受入れに関して、個別の対象者や手続について定めた指令が複数成立している。

この間、EU からは、労働力として移民を積極的に受け入れようとする方針が繰り返し表明されている。例えば、2005 年の「経済移民を管理するための EU の取組に関するグリーンペーパー」⁽⁷⁾では、高齢化により労働力人口が減少していくことが、EU における経済成長や競争力に深刻な影響を及ぼすであろうことを指摘し、この観点から、より継続的に域外からの移民を受け入れていくことが必要と述べている。同年 12 月に発表された「合法的移民に関する政策」⁽⁸⁾では、加盟国の中には既に特定の分野で労働力・技術が不足し、

(4) EU の創設を定めた欧州連合 (EU) 条約 (Treaty on European Union)。1992 年 2 月 7 日署名、1993 年 11 月 1 日発効。なお、EU 条約と EU 運営条約 (欧州経済共同体 (EEC) 条約として 1957 年 3 月 25 日署名、1958 年 1 月 1 日発効。EU 条約により欧州共同体 (EC) 条約に改称された後、2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約により EU 運営条約に改称された) の二つを総称して「EU 基本条約」と呼ぶ。現行の EU 基本条約は、リスボン条約による改正を受けたもの。 (“Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union,” *OJ*, C202, 2016.6.7. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2016.202.01.0001.01.ENG>)

(5) 1997 年 10 月 2 日署名、1999 年 5 月 1 日発効。 (“Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts,” *OJ*, C340, 1997.11.10. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.1997.340.01.0001.01.ENG>)

(6) 政策課題は、移民・難民政策のほか、司法分野、国際犯罪対策など合計 62 項目に及び、この欧州理事会会合がフィンランドのタンペレで開催されたことから、「タンペレ・プログラム」又は「タンペレ・プロセス」などと呼ばれる。 “Presidency Conclusions: Tampere European Council,” 1999.10.15-16. European Council website. <<http://www.consilium.europa.eu/en/european-council/conclusions/1993-2003/>>

(7) European Commission, “Green Paper on an EU approach to managing economic migration,” COM(2004)811final, 2005.1.11. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52004DC0811>> グリーンペーパーは、欧州委員会 (European Commission) が特定の政策分野に関して刊行する文書で、利害関係者による議論を喚起するために作成される。

国内の労働市場では供給できない状況に直面している国があるとし、EUの労働市場が移民を必要としていると指摘した上で、今後新たに制定を目指す複数の指令についての案を示した。現在の欧州委員会委員長であるユンカー（Jean-Claude Juncker）氏は、2014年の就任に際し、優先的に取り組む課題として10項目を掲げたが、そのうちの 하나가移民に関する新政策であった。この中で、合法的移民について、技術人材不足に対処し有能な人材を引き付けるため、移住先として人気があるオーストラリア、カナダ、アメリカと少なくとも同程度に欧州を魅力的にしたいとし、その第一歩としてブルーカード指令（2(2)で後述）を改正する意向を表明していた。⁽⁹⁾

2 制度の枠組み—根拠規定及び関連立法—

(1) 根拠規定

EUの基本条約⁽¹⁰⁾において、移民政策に関するEUの権限は、EU運営条約第79条に規定されている。同条によると、EUは、移民流入を効率的に管理し、加盟国に合法的に居住する第三国国民の公正な待遇を確保することや、不法移民・人身売買を防止し対策を採ることを目指し、共通の移民政策を策定するものとされている（第1項）。

この目的のため、通常立法手続⁽¹¹⁾により、次の分野において措置を採択することが定められている。①入国・居住の条件、加盟国が長期ビザ及び居住許可を発行する際の基準（家族の呼び寄せの場合を含む。）、②加盟国に合法的に居住する第三国国民の権利の定義（他の加盟国への移動・居住の自由を律する条件を含む。）、③不法移民及び許可のない居住（許可のない居住者の退去・送還を含む。）、④人身売買対策（特に女性・児童）（第2項）。また、EUは、ある加盟国への入国、滞在又は居住の条件を満たさない第三国国民が出身国に再入国（readmission）することについて、第三国との間で協定を締結することができる（第3項）。さらに、加盟国に合法的に居住する第三国国民の統合⁽¹²⁾の促進に関して、各国の行動に対する奨励・支援を行うための措置を、通常立法手続に基づき定めることができる（第4項）。

これらの措置に関しては、就労を目的として入国する第三国国民の数を加盟国が決定する権利に影響を与えないと定められており（第5項）、就労目的の移民の規制については、加盟国が権限を維持している。このため、2(2)で紹介する関連立法も、EUの枠組みにおいて総論として合意されたものではあるが、個別の入国許可の判断は、各国に委ねられている。

(2) 関連立法

移民政策に関する権限を定めた上記のEU運営条約第79条に基づき、域外の第三国国民を対象とする具体的な立法措置として制定されている指令には、次のようなものがある（表

(8) European Commission, “Policy Plan on Legal Migration,” COM(2005)669final, 2005.12.21. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52005DC0669>>

(9) Jean-Claude Juncker, “A New Start for Europe: My Agenda for Jobs, Growth, Fairness and Democratic Change,” 2014.7.15. <http://ec.europa.eu/priorities/sites/beta-political/files/juncker-political-guidelines_en.pdf>

(10) 前掲注(4)参照。

(11) 欧州委員会の提案に基づき、欧州議会（European Parliament）とEU理事会（Council of the European Union：閣僚レベルの機関）が共同で採択する手続で、EUにおける立法手続の基本型である。（庄司 前掲注(2), pp.81-82, 88-91.）

(12) 受入国への社会統合（integration）を指す。同分野における、EUによる加盟国への政策支援の取組については、“EU actions to make integration work,” European Web Site on Integration <<https://ec.europa.eu/migrant-integration/main-menu/eus-work/actions>>を参照。

1) (13)。

表 1 域外移民の入国・居住条件等に関する指令の概要

指令の対象及び名称	概要
<u>家族の呼び寄せ</u> 「家族の再統合の権利に関する 2003 年 9 月 22 日の理事会指令 2003/86/EC」(注 1)	1 年以上の滞在許可を得て域内に居住し、永住権取得の見込みが高い第三国国民を対象に、域外に居住する家族（配偶者及び未成年かつ未婚の子で扶養を要する者）を呼び寄せる権利を定めたもの。加盟国は申請者に対し、家族と共に生活するためにふさわしい住居、自身と家族全員の疾病保険への加入、自身と家族全員の生活に十分な収入があることを要件とすることができる。
<u>長期居住資格</u> 「長期居住者である第三国国民の地位に関する 2003 年 11 月 25 日の理事会指令 2003/109/EC」(注 2)	継続して 5 年間合法的に滞在する第三国国民が申請することによって得られる、域内共通の長期居住資格を定めたもの。自身と家族全員の生活に十分な収入、疾病保険への加入が要件であり、さらに、加盟国の国内法に基づく社会統合の条件を満たすことを要件とすることができる。居住する加盟国の国民と同等な待遇のほか、域内の他の加盟国への移動の自由についても規定する。
<u>高度資格労働者（ブルーカード指令）</u> 「高度資格雇用を目的とする第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2009 年 5 月 25 日の理事会指令 2009/50/EC」(注 3)	高度の資格を有する労働者の受入れを促進するため、一定の要件を満たす者を対象に「EU ブルーカード」という域内共通の滞在・就労許可証を導入したもの。高度の職業資格を有し、1 年以上の有効な雇用契約があり、その収入が受入国における国民の平均年収の 1.5 倍以上（特定の場合には 1.2 倍以上）であること等を要件とする。
<u>単一申請手続</u> 「加盟国の領土に居住し労働する第三国国民の単一許可証のための単一申請手続及び加盟国に合法的に居住する第三国の労働者のための一連の共通の権利に関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 2011/98/EU」(注 4)	各加盟国において、就労目的の居住許可手続を一元化し、簡素化するもの。また、居住する加盟国の国民と同等な待遇に基づく権利を規定する。
<u>季節労働者</u> 「季節労働者雇用を目的とする第三国国民の入国及び滞在の条件に関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会及び理事会指令 2014/36/EU」(注 5)	農業、園芸、観光業など、特定の季節に多大な労働力を必要とする分野に従事する労働者を対象に、受入条件や権利を規定するもの。賃金や労働時間等を定めた雇用契約、疾病保険への加入のほか、適切な住居が確保されていること等を要件として、加盟国は、5～9 か月の間で滞在期間を設定する。就業の最低年齢や賃金、解雇、労働時間、休暇、安全衛生などの雇用条件について、受入国の国民と同等の待遇を規定する。
<u>企業内転勤者</u> 「企業内転勤の枠組みにおける第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会指令 2014/66/EU」(注 6)	管理職、専門職及び研修社員を対象として、同一企業内（又は企業グループ内）において EU 域外から域内への異動を促進するため、転勤者とその家族の入国・居住条件を定めたもの。管理職及び専門職については最大 3 年間、研修社員については最大 1 年間の滞在期間が認められる。
<u>研究者・学生等</u> 「研究、学業、研修、ボランティア活動、生徒交流計画又は教育事業及びオペアを目的とする第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2016 年 5 月 11 日の欧州議会及び理事会指令 (EU)2016/801」(注 7)	内容はⅡを参照。

(注 1) “Council Directive 2003/86/EC of 22 September 2003 on the right to family reunification,” *OJ*, L251, 2003.10.3, pp.12-18. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32003L0086>>

(注 2) “Council Directive 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-

(13) 国際法学会編 前掲注 (1) において、移民の一般的な定義としては「自己の国籍国又は出生国以外の国へ長期的な滞在のために移り住む人」とされていることを紹介したが、制定されたこれらの EU 指令には、想定する滞在が比較的短期間のものも含まれている。なお、EU 運営条約第 79 条の内容は、リスボン条約発効以前の EC 条約においては、第 63 条第 3 項及び第 4 項で規定されている。

term residents” *OJ*, L16, 2004.1.23, p.44-53. この指令は、2011年の指令により一部改正されている (Directive 2011/51/EU of the European Parliament and of the Council of 11 May 2011” *OJ*, L132, 2011.5.19, pp.1-4.). <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02003L0109-20110520>>; この指令の詳細な解説として、中坂恵美子「EUにおける長期居住者である第三国国民の地位 (1) 理事会指令 2003/109/EC」『広島法学』29巻1号, 2005.6, pp.45-71 及び同「EUにおける長期居住者である第三国国民の地位 (2・完) 理事会指令 2003/109/EC」『広島法学』29巻2号, 2005.12, pp.117-143 がある。

- (注3) “Council Directive 2009/50/EC of 25 May 2009 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of highly qualified employment,” *OJ*, L155, 2009.6.18, pp.17-29. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32009L0050>>; 植月献二「【EU】高資格外国人労働者に魅力的な指令の制定」『外国の立法』No.243-1, 2010.4, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050473_po_02430103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> なお、このブルーカード指令を改正する指令案が2016年6月7日に提出されており、適用範囲の拡大、申請手続の改善、収入要件の緩和等をその内容とする (COM(2016) 378final)。
- (注4) “Directive 2011/98/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on a single application procedure for a single permit for third-country nationals to reside and work in the territory of a Member State and on a common set of rights for third-country workers legally residing in a Member State,” *OJ*, L343, 2011.12.23, pp.1-9. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32011L0098>>; 植月献二「【EU】域外国民の就労・滞在のための申請を一元化する指令の制定」『外国の立法』No.250-2, 2012.2, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3383243_po_02500203.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- (注5) “Directive 2014/36/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on the conditions of entry and stay of third-country nationals for the purpose of employment as seasonal workers,” *OJ*, L94, 2014.3.28, pp.375-390. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0036>>
- (注6) “Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer,” *OJ*, L157, 2014.5.27, pp.1-22. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0066>>
- (注7) “Directive (EU) 2016/801 of the European Parliament and of the Council of 11 May 2016 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, training, voluntary service, pupil exchange schemes or educational projects and au pairing,” *OJ*, L132, 2016.5.21, pp.21-57. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016L0801>>
- (出典) 中村民雄「人の移動に関わるEU法の普遍化可能性」岡部みどり編著『人の国際移動とEU—地域統合は「国境」をどのように変えるのか?』法律文化社, 2016, pp.174-177 及び “Legal Migration,” European Commission website <http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/legal-migration/index_en.htm> 等を基に筆者作成。

II 2016年研究者・学生許可指令制定の背景と概要

1 制定の背景

今回の指令は、学生等を対象とした「学業、生徒交流、無報酬の研修又はボランティア活動を目的とする第三国国民の入国許可の条件に関する2004年12月13日の理事会指令 2004/114/EC」⁽¹⁴⁾(以下「2004年学生許可指令」と、研究者を対象とした「科学研究を目的とする第三国国民の入国許可のための特別手続に関する2005年10月12日の理事会指令 2005/71/EC」⁽¹⁵⁾(以下「2005年研究者許可指令」)の二つの指令を統合し、その内容に修正を加えたものである。両指令は、域外からの研究者及び学生等について、加盟国における受入れを促進するために制定されたもので、申請手続、滞在期間、家族の滞在(研究者のみ)、アルバイト(学生のみ)等を規定している。

欧州委員会は、2011年に両指令の適用状況に関する報告書⁽¹⁶⁾を公表し、各加盟国にお

(14) “Council Directive 2004/114/EC of 13 December 2004 on the conditions of admission of third-country nationals for the purposes of studies, pupil exchange, unremunerated training or voluntary service,” *OJ*, L375, 2004.12.23, pp.12-18. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32004L0114>>

(15) “Council Directive 2005/71/EC of 12 October 2005 on a specific procedure for admitting third-country nationals for the purposes of scientific research,” *OJ*, L289, 2005.11.3, pp.15-22. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32005L0071>>

ける制度面での具体的な対応をまとめるとともに、両指令の成果及び内容について改正すべき点を指摘した（表 2）。

表 2 2004 年学生許可指令及び 2005 年研究者許可指令の成果と課題

2004 年学生許可指令	<u>成果</u> ・この指令の目的で入国した域外第三国の国民は、2009 年には約 20 万人。指令は、当該国民、その出身国及び受入国に貢献している。 ・各加盟国は教育・研修制度の国際化を重視しており、域外第三国との政策対話や学術協力の枠組みを新たに導入している。また、国際的な教育市場における競争力を意識するようになっている。EU としても、域外第三国の学生の受入れに関する支援策に重点を置いている。
	<u>課題</u> ・法的拘束力のある条項が少ないため、指令による効果が弱い。 ・疾病保険、情報公開、域内移動等に関する法的・技術的課題について、更なる改善が可能。 ・手続的保証、域内移動に関する条項の強化、EU の他の計画との相乗効果促進等について、指令の改正が不可欠。 ・学業終了後の就労について検討が必要。学生が行き先を選択する上で決定的な要素であり、受入側にとっても労働人口減少や高技能者需要に対応する上で関心事項であるため。
2005 年研究者許可指令	<u>成果</u> ・この指令に基づき入国した研究者は、2010 年には 6,945 人（多くはインド、中国、アメリカ、ロシア及び日本から）と少ない。
	<u>課題</u> ・研究者需要に全く対応できていない。 ・各加盟国は、研究者の権利の明確化、研究機関の認定取消の場合の保護、研究者とそれ以外の者への許可の差別化等により改善が可能。 ・受入合意書の性質・形式の明確な定義付け、研究機関リストの公開・更新方法の統一、申請から決定までの期限設定等、多くの点において指令の改正が必要。

（出典）欧州委員会報告書を基に筆者作成。

欧州委員会は、2016 年研究者・学生許可指令案の提案に際して、これらの課題に対応することに加え、旧指令が採択された頃と現在とでは政策状況が大きく変化しており、制度改善の必要性が高まっていると説明している。さらに、EU が「欧州 2020」戦略⁽¹⁷⁾に基づいて成長を目指す中で、人的資源が重要な要素であるとし、同戦略の目標の一つである研究開発分野への投資を強化するに当たり、また、域内において今後労働力人口が減少していく状況に対処するに当たり、域外から高度な技能を有する者を受け入れることが人材確保の手段の一つであること、特に研究者・学生を積極的に受け入れていくことにより、EU が必要とする将来の優れた労働資源、人的資源となり得ると指摘している。⁽¹⁸⁾

(16) “Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the application of Directive 2004/114/EC on the conditions of admission of third-country nationals for the purposes of studies, pupil exchange, unremunerated training or voluntary service,” COM(2011)587final, 2011.9.28 <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52011DC0587>>; “Report from the Commission to the Council and the European Parliament on the application of Directive 2005/71/EC on a specific procedure for admitting third-country nationals for the purposes of scientific research,” COM(2011)901final, 2011.12.20. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52011DC0901>>

(17) 「欧州 2020」戦略は、2010 年に策定された EU の成長戦略（10 か年計画）。European Commission, “Communication from the Commission: Europe 2020—A strategy for smart, sustainable and inclusive growth,” COM(2010)2020 final, 2010.3.3. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:2020:FIN:EN:PDF>>

2 主な内容

2016年研究者・学生許可指令（以下、この項において「指令」という。）は全8章43か条から成り、施行に伴って廃止される2004年学生許可指令及び2005年研究者許可指令に関する情報と、条名の新旧対照表が付録として付けられている。

(1) 総則（第1章）

指令は、研究、学業、研修又はボランティア活動（欧州ボランティアサービス⁽¹⁹⁾の枠組みによるもの）を目的として入国する域外第三国の国民に適用され、加盟国の決定により、生徒交流計画・教育事業、欧州ボランティアサービス以外のボランティア活動、オペアを目的として入国する者に対しても適用することができる（第2条）。旧指令の対象者に加え、報酬を受け取る研修生とオペアが新たな対象者となった。加盟国が、対象者にとってこの指令の条件よりも有利な規定を適用することは可能と定められている（第4条）。

(2) 入国許可（第2章）

申請に当たっては、有効な渡航文書（パスポート）等の提示に加え、疾病保険への加入、十分な資金の用意等の一般条件（第7条）及び対象者別に定められた条件において求められている書類を提出しなければならない（第8条、第11～14条、第16条）。指令は、加盟国が就労目的の第三国国民の入国者数を決定する権利には影響を与えない（第6条）。研究者、研修生、ボランティア、オペアに関しては、受入機関又はホストファミリーとの間に、活動の内容や期間等を定めた合意を締結することとされているが、今回の指令では新たに、合意書に含めなければならない事項が明記された（第10条、第13～14条、第16条）。

(3) 許可、居住期間（第3章）

第3章では、許可証の形態と許可の有効期間を定めている。許可の有効期間は表3のとおりで、おおむね旧指令と同様の内容となっている。

表3 許可の有効期間（概略）

研究者	・少なくとも1年間（受入合意書の期間が1年未満の場合はその期間） ・指令が規定する取消事由が該当しない限り更新可能 ・域内移動を伴う計画に基づき入国する研究者については少なくとも2年間（受入合意書の期間が2年未満の場合はその期間）
学生	・少なくとも1年間（学業の期間が1年未満の場合はその期間） ・指令が規定する取消事由が該当しない限り更新可能 ・域内移動を伴う計画に基づき入国する学生については少なくとも2年間（学業の期間が2年未満の場合はその期間）
研修生	・最長6か月間 ・研修合意書の期間が6か月間を超える場合、国内法に基づき6か月以上の有効期間を設定可能 ・指令が規定する取消事由に該当しない場合、許可の期間を1回更新可能

(18) “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, pupil exchange, remunerated and unremunerated training, voluntary service and au pairing,” COM(2013)151final, 2013.3.25, pp.2-3. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52013PC0151>>

(19) 欧州ボランティアサービス（European Voluntary Service）は、ボランティア活動に参加する17～30歳の若者を対象に、渡航費や期間中の生活費等を支援するEUのプログラム。“European Voluntary Service: Overview” European Commission website. <http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/opportunities-for-individuals/young-people/european-voluntary-service_en>

ボランティア	・最長 1 年間 ・合意書の期間が 1 年間を超える場合、国内法に基づき 1 年以上の有効期間を設定可能
生徒	・最長 1 年間 ・指令が規定する取消事由に該当しない場合、許可の期間を 1 回更新可能
オペア	・最長 1 年間 ・指令が規定する取消事由に該当しない場合、ホストファミリーからの正当な請求の後、最長 6 か月間、許可の更新を 1 回認めることが可能

(出典) 2016 年研究者・学生許可指令第 18 条を基に筆者作成。

(4) 権利 (第 5 章)

指令の対象者について、加盟国の国民と同等な待遇を受ける権利が規定されている。研究者についてこの権利が制限される事項として、学費・生活費に関する助成金及び貸付金、短期の研究者に対する家族給付、住宅の購入等が規定されている。(第 22 条) 研究者は、研究活動のほか教授活動を行うことができ、加盟国はその最大時間 (又は日数) を規定することができる (第 23 条)。学生は、学習時間以外における経済活動 (アルバイト) が認められ、最大時間は加盟国が規定するが、1 週間当たり 15 時間を下回ってはならない。今回の指令では、時間制限の下限が旧指令の 10 時間から増やされ、滞在 1 年目におけるアルバイトの制限が撤廃された。(第 24 条) また、研究者及び学生は、求職又は起業を目的として、研究又は学業の終了後最低 9 か月間、許可を発行した加盟国に滞在することができることが新たに定められた (第 25 条)。さらに、研究者がその家族を帯同できることが新たに定められた (第 26 条)。

(5) 手続保証、透明性の確保 (第 7 章)

今回の指令では、加盟国が申請を受けてから、これに対する決定を通知するまでの期間が具体的に定められた。加盟国は、申請者から許可又はその更新の申請が提出された日から 90 日以内に、申請に対する決定を書面で通知しなければならないが、指令に基づき事前に認定された受入機関に係るものである場合には可及的速やかに、遅くとも 60 日以内に決定しなければならない。(第 34 条) また、加盟国には、指令の対象者が容易に情報を入手できるようにする義務が新たに課された。指令に基づく認定受入機関の一覧を公表することに加えて、一覧に変更があった場合には可及的速やかにその更新版を公表しなければならないことも定められた (第 35 条)。

(6) 最終規定 (第 8 章)

加盟国は欧州委員会に対し、指令に基づく許可の統計と、指令の適用に関する報告書を提出しなければならない (第 38～39 条)。加盟国は、指令を遵守するために必要な国内法を 2018 年 5 月 23 日までに施行しなければならない (第 40 条)。なお、イギリス、アイルランド及びデンマークについては、例外的に指令が適用されない⁽²⁰⁾。

(7) 許可の取消、域内移動等 (第 4 章、第 6 章)

後掲の翻訳では省略したが、第 4 章では申請の却下、許可の取消及び不更新の事由が定められている。具体的には、申請者が所定の条件を満たさない場合や提出書類が不正なものである場合、許可された目的以外のための居住である場合、また、社会保障、税制、労

(20) イギリス、アイルランド及びデンマークは、人の自由移動や警察・刑事司法協力等に関する「自由・安全・司法領域 (area of freedom, security and justice)」の政策分野について、EU 基本条約の議定書に基づきオプトアウト (選択的離脱) が認められている。庄司克宏『新 EU 法 政策篇』岩波書店, 2014, pp.174-176.

働者の権利及び雇用条件に関して受入機関が必要な義務を果たさない場合、不法雇用等のため受入機関が罰せられた場合などである（第20～21条）。ただし、受入機関側の問題で許可が取消又は不更新になる場合、学生は、同等レベルの課程を持つ別の高等教育機関への受入れを申請することができ、審査の期間中、引き続き滞在が認められることが新たに定められた（第21条第6項）。

また、第6章（第27～32条）では、EU域内の他の加盟国へ移動する際の円滑化措置について規定されている。旧指令は、研究者が主に居住する加盟国以外の他の加盟国で研究活動を行う場合の滞在期間を3か月以内と定めており、これを超える場合には、移動先の加盟国は、新規に受入合意の締結を求めることができた。今回の指令では、この滞在期間が6か月以内に延長され（短期滞在の場合）、家族を帯同できることが定められ、さらに、6か月を超える長期滞在の権利についても新たに規定された。

おわりに

欧州の主要国では、第二次世界大戦後多くの労働力を国外から受け入れてきたが、その管理については長らく各国の専権事項であった⁽²¹⁾。第I章で触れたとおり、1990年代後半になってEUに移民政策に関する権限が与えられて以降、EUは、経済的競争力を維持する観点から、合法的な移民に係る入国・居住の条件や第三国国民の権利の定義などを定め、受入れの促進に取り組んできた。

今回の2016年研究者・学生許可指令は、有能な研究者や学生等をEU加盟国に誘致すべく、旧指令の問題点を改善して制定されたものである。指令に基づき、加盟国には今後、その内容を国内法に反映することが求められており、各加盟国が定める規定等の内容や、その効果が重要となる。

さらに、EUでは現在、ブルーカード指令の改正が提案されているほか⁽²²⁾、欧州で受け入れた難民も含む全ての第三国国民の社会統合について行動計画を定め、教育や雇用の支援に力を入れることを目指している⁽²³⁾。第三国国民の受入れに関するこのような多面的な取組の今後の行方も注目される。

（しまむら ともこ）

(21) 欧州における移民受入れの経緯と特徴については、労働政策研究・研修機構編『諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者受入れ政策—デンマーク、フランス、ドイツ、イギリス、EU、アメリカ、韓国、シンガポール比較調査—』（JILPT 資料シリーズ No114）2013。<<http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2013/documents/0114.pdf>>等を参照。

(22) 表1注(3)参照。改正案は、適用範囲の拡大、申請手続の改善、収入要件の緩和等をその内容とし、新たに、国際的保護の受益者が、その権利を維持しつつブルーカードを申請できるものとされている。

(23) “Action Plan on the integration of third country nationals,” COM(2016) 377 final, 2016.6.7. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016DC0377>>; 同計画を簡潔に紹介した文書として、European Commission “Action Plan on the Integration of Third-Country Nationals,” 2016.6.7. <http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/european-agenda-migration/background-information/docs/20160607/factsheet_action_plan_integration_third-country_nationals_en.pdf>

研究、学業、研修、ボランティア活動、生徒交流計画又は教育事業及びオペアを目的とする第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2016年5月11日の欧州議会及び理事会指令（EU）2016/801（抄）

Directive (EU) 2016/801 of the European Parliament and of the Council of 11 May 2016 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, training, voluntary service, pupil exchange schemes or educational projects and au pairing

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 入国許可（第5条～第16条）
- 第3章 許可及び居住期間（第17条～第19条）
- 第4章 却下、取消し又は不更新の事由（第20条～第21条）（略）
- 第5章 権利（第22条～第26条）
- 第6章 加盟国間の移動（第27条～第32条）（略）
- 第7章 手続及び透明性（第33条～第36条）
- 第8章 最終規定（第37条～第43条）
- 附表（略）

欧州議会及び欧州連合理事会は、欧州連合運営条約⁽¹⁾、特にその第79条第2項（a）及び（b）に鑑み、…中略…この指令を採択した。

第1章 総則

第1条 主題

この指令は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (a) 研究、学業、研修又は欧州ボランティアサービス⁽²⁾におけるボランティア活動、及び加盟国が決定する場合には、生徒交流計画若しくは教育事業、欧州ボランティアサービス以外のボランティア活動又はオペア⁽³⁾を目的として、第三国国民及び、適用可能な場合には、その家族構成員が、加盟国の領土に入国し、加盟国の領土で90日を超える期間居住することに関する条件及び権利
- (b) この指令に基づき第三国国民に対して最初に許可を与える加盟国以外の加盟国において、前号に掲げる研究者及び、適用可能な場合には、その家族構成員並びに学生

* この翻訳は、Directive (EU) 2016/801 of the European Parliament and of the Council of 11 May 2016 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, training, voluntary service, pupil exchange schemes or educational projects and au pairing を抄訳したものである。注は全て訳者によるものであり、訳文中の〔 〕内の語句は、原語も含め、訳者による補記である。なお、訳文の「理事会」は全て EU 理事会（Council of the European Union）を指す。

(1) 欧州連合運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union）は、欧州連合条約（Treaty on European Union）と並ぶ EU の基本条約であり、その第79条は移民に関する措置について規定している。

(2) 欧州ボランティアサービス（European Voluntary Service）は、ボランティア活動に参加する17～30歳の若者を対象に、渡航費や期間中の生活費等を支援する EU のプログラムである。

(3) 第3条第8項を参照。

が、入国し、及び居住することに関する条件及び権利

第 2 条 範囲

1. この指令は、研究、学業、研修又は欧州ボランティアサービスにおけるボランティア活動を目的として、加盟国の領土への入国許可を申請する又は入国が許可された第三国国民に適用されるものとする。加盟国は、生徒交流計画若しくは教育事業、欧州ボランティアサービス以外のボランティア活動又はオペアを目的として入国許可を申請する第三国国民に対し、この指令の規定を適用することを決定できる。
2. この指令は、次の各号に掲げる第三国国民には適用されないものとする。
 - (a) 加盟国において、欧州議会及び理事会指令 2011/95/EU⁽⁴⁾に基づき国際的保護を要求する者若しくは当該保護の受益者又は理事会指令 2001/55/EC⁽⁵⁾に基づく一時的保護の受益者
 - (b) 申立て又は法令により国外追放が猶予された者
 - (c) 欧州連合内における自由移動の権利を行使している欧州連合市民の、家族構成員である者
 - (d) 理事会指令 2003/109/EC⁽⁶⁾に基づき、加盟国において長期居住者の地位を有する者
 - (e) 欧州連合、その加盟国及び第三国又は欧州連合及び第三国の間の合意に基づき、その家族構成員とともに、かつその国籍にかかわらず、欧州連合市民と同等の自由移動の権利を有する者
 - (f) 指令 2014/66/EU⁽⁷⁾に基づき、企業内転勤により、研修社員として欧州連合に到着した者
 - (g) 理事会指令 2009/50/EC⁽⁸⁾に基づき、高度資格労働者として入国が許可されている者

-
- (4) 「国際的保護の受益者としての第三国国民又は無国籍者の資格、難民又は補完的保護適格者の統一地位、及び付与される保護の内容のための基準に関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 2011/95/EU」 (“Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted,” *Official Journal of the European Union*, L337, 2011.12.20, pp.9-26. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32011L0095>> 以下、EU 官報は「OJ」とする。) この指令は、難民及び補完的保護の地位に係る統一基準を規定している。以下、インターネット情報は 2016 年 9 月 5 日現在である。
 - (5) 「避難民の大量流入の際に一時的保護を付与するための最低基準、並びに避難民の受入れ及びその結果の負担における加盟国間の努力の調和を推進する措置に関する 2001 年 7 月 20 日の理事会指令 2001/55/EC」 (“Council Directive 2001/55/EC of 20 July 2001 on minimum standards for giving temporary protection in the event of a mass influx of displaced persons and on measures promoting a balance of efforts between Member States in receiving such persons and bearing the consequences thereof,” *OJ*, L212, 2001.8.7, pp.12-23. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32001L0055>>) この指令は、大量難民に対する一時的保護について規定している。
 - (6) 「長期居住者である第三国国民の地位に関する 2003 年 11 月 25 日の理事会指令 2003/109/EC」 (“Council Directive 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents,” *OJ*, L16, 2004.1.23, pp.44-53. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02003L0109-20110520>> 2011 年に一部改正。) この指令は、5 年以上継続して滞在する第三国国民が取得可能な長期居住資格に関して規定している。
 - (7) 「企業内転勤の枠組みにおける第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会及び理事会指令 2014/66/EU」 (“Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer,” *OJ*, L157, 2014.5.27, pp.1-22. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0066>>) この指令は、域外第三国からの企業内転勤者の入国・居住条件に関して規定している。
 - (8) 「高度資格雇用を目的とする第三国国民の入国及び居住の条件に関する 2009 年 5 月 25 日の理事会指令 2009/50/EC」 (“Council Directive 2009/50/EC of 25 May 2009 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of highly qualified employment,” *OJ*, L155, 2009.6.18, pp.17-29. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32009L0050>>) この指令は、高度の資格を有する労働者を対象とした滞在・就労許可証である「EU ブルーカード」に関して規定している。

第3条 定義

この指令の目的のため、次の各号に掲げる定義を適用する。

- (1) 「第三国国民」とは、欧州連合運営条約第20条第1項⁽⁹⁾が意味するところの欧州連合市民ではない者をいう。
- (2) 「研究者」とは、博士号又は博士課程への入学が可能な程度の高等教育資格を有し、当該資格が通常要求される研究活動を実施するため、研究機関に選ばれ、かつ加盟国の領土への入国が許可された第三国国民をいう。
- (3) 「学生」とは、加盟国が承認した高等教育資格を得るべく、主な活動として全日制の学習課程を履修するため、高等教育機関から入学が許可され、かつ、当該加盟国の領土への入国が許可された第三国国民をいう。高等教育資格とは、高等教育機関における卒業証書、修了証明書又は博士号をいい、[当該加盟国の] 国内法に基づき、当該教育に先立つ準備課程又は義務的研修を含めることもできる。
- (4) 「生徒」とは、[加盟国の] 国内法又は行政的慣習に基づく教育施設が実施する生徒交流計画又は教育事業により、国際標準教育分類⁽¹⁰⁾のレベル2又は3に相当する、承認された、国家又は地域の中高等教育課程を受講するため、[当該] 加盟国の領土への入国が許可された第三国国民をいう。
- (5) 「研修生」とは、高等教育学位を有し又は高等教育学位を得るために第三国において学習課程を履修し、かつ、専門的環境において知識、実践及び経験を得ることを目的とした研修課程のため、加盟国の領土への入国が許可された第三国国民をいう。
- (6) 「ボランティア」とは、ボランティア活動計画に参加するため、加盟国の領土への入国が許可された第三国国民をいう。
- (7) 「ボランティア活動計画」とは、営利を目的とせず、公益の目的を追求する、関係する加盟国又は欧州連合に承認された計画に基づく、実地の連带的活動に関する計画であり、当該活動に対し、経費の弁済及び（又は）手元金を除き、報酬が支払われないものをいう。
- (8) 「オペア [au pair]」とは、言語能力及び関係する加盟国に関する知識の向上の手段として、軽度な家事及び児童の世話と引換えに、[加盟国の] 家族に一時的に受け入れられるため、[当該] 加盟国の領土への入国が許可された第三国国民をいう。
- (9) 「研究」とは、人類、文化及び社会に関する知識を含む知識の蓄積を増やし、新たな用途を考案するためにその知識の蓄積が使用されることを増やすことを目的として、体系的に着手される創造的な作業をいう。
- (10) 「研究機関」とは、研究を実施する、全ての公立又は民間の組織をいう。
- (11) 「教育施設」とは、関係する加盟国から承認され又は透明性を有する基準に従い、国内法又は行政的慣習に基づき、当該学習課程が承認され、かつ、この指令に規定する目的のため、生徒交流計画又は教育事業に参加する、公立又は民間の中高等教育施設をいう。

(9) 第20条第1項は、欧州連合市民権を創設し、加盟国の国籍を有する全ての者が、欧州連合市民であることを規定している。

(10) 国際標準教育分類 (International Standard Classification of Education) は、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) が作成した、教育統計における分類項目の標準化の枠組み。レベル2は前期中等教育、レベル3は後期中等教育を指す。 *International Standard Classification of Education: ISCED 2011*, UNESCO Institute for Statistics, 2012. <<http://www.uis.unesco.org/Education/Documents/isced-2011-en.pdf>>

- (12) 「教育事業」とは、文化及び知識の共有を目的として、加盟国の教育施設が第三国の類似施設と共同で作成した一連の教育活動をいう。
- (13) 「高等教育機関」とは、国内法に基づき高等教育機関であると承認され若しくはみなされ、国内法若しくは慣習に基づき、当該施設の名称にかかわらず、承認された高等教育学位若しくはその他の承認された高等教育水準の資格を提供する、又は国内法若しくは慣習に基づき、高等教育水準の職業教育若しくは研修を提供する、全ての種類の高等教育機関をいう。
- (14) 「受入主体」とは、この指令の目的のために第三国国民が所属し、かつ、法的形態にかかわらず、国内法に基づき、関係する加盟国に所在する研究機関、高等教育機関、教育施設、ボランティア活動計画に責任を有する組織又は研修生を受け入れる主体をいう。
- (15) 「ホストファミリー」とは、加盟国の領土において、オペアとの間の合意に基づき、一時的にオペアを受け入れ、日々の家族生活を共有する家族をいう。
- (16) 「雇用」とは、国内法若しくは適用可能な労働協約によって規制された又は確立された慣習若しくは雇用者の指示・監督に基づく、全ての形態の労働又は作業に関する活動の実施をいう。
- (17) 「雇用者」とは、雇用の対象となる自然人若しくは法人への指示又は監督を行う全ての自然人若しくは法人をいう。
- (18) 「第1の加盟国」とは、この指令に基づき、第三国国民に対し、最初に許可を与える加盟国をいう。
- (19) 「第2の加盟国」とは、第1の加盟国以外の全ての〔移動先の〕加盟国をいう。
- (20) 「移動措置を含む欧州連合又は多国間の計画」とは、欧州連合又は加盟国が出資し、欧州連合又は個別の計画に参加する加盟国における第三国国民の移動〔mobility〕を促進する計画をいう。
- (21) 「許可」とは、この指令の目的のために発行される居住許可証又は、国内法が規定する場合は、長期滞在ビザをいう。
- (22) 「居住許可証」とは、規則（EC）No 1030/2002⁽¹¹⁾が定める形式を使用して発行され、その保有者に対し、加盟国の領土において、合法的に滞在する資格を与える許可をいう。
- (23) 「長期滞在ビザ」とは、シェンゲン協定〔実施協定〕⁽¹²⁾第18条に規定する加盟国により発行される許可又はシェンゲン・アキ⁽¹³⁾が完全に適用されていない加盟国の国

(11) 「第三国国民のための居住許可の共通形態を規定する2002年6月13日の理事会規則（EC）No 1030/2002」（“Council Regulation (EC) No 1030/2002 of 13 June 2002 laying down a uniform format for residence permits for third-country nationals,” *OJ*, L157, 2002.6.15, pp.1-7. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02002R1030-20080519>> 2008年に一部改正。）この規則は、域外第三国国民に対し発行される居住許可証の形態を規定している。

(12) 「シェンゲン協定実施協定」（“Convention implementing the Schengen Agreement of 14 June 1985 between the Governments of the States of the Benelux Economic Union, the Federal Republic of Germany and the French Republic on the gradual abolition of checks at their common borders,” *OJ*, L239, 2000.9.22, pp.19-62. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2000.239.01.0001.01.ENG>）この協定の第18条では、3か月を超える滞在のための長期滞在ビザ（long-stay visas）に関して規定している。

(13) 域内国境における出入国管理の段階的撤廃等に合意したシェンゲン協定（1985年署名）、シェンゲン協定実施協定（1990年署名）及び関連する決定等の全てを総称して「シェンゲン・アキ（Schengen *acquis*）」という用語が使われる（庄司克宏『新EU法 政策篇』岩波書店、2014、pp.169-171.）。シェンゲン・アキの適用状況については、Council of the European Union, *The Schengen Area*, European Union, 2015. <<http://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/publications/2015/pdf/QC0114777ENN.pdf>> を参照。

内法に基づき発行される許可をいう。

(24) 「家族構成員」とは、指令 2003/86/EC⁽¹⁴⁾第4条第1項が定義する第三国国民をいう。

第4条 より有利な規定

1. この指令は、次の各号に掲げる、より有利な規定を侵害しないものとする。
 - (a) 欧州連合又は欧州連合及びその加盟国と1か国以上の第三国との間で締結された、二者間又は多国間の合意。
 - (b) 1か国以上の加盟国と1か国以上の第三国との間で締結された、二国間又は多国間の合意。
2. この指令は、この指令の第10条第2項(a)、第18条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第34条及び第35条が適用される第三国国民に対し、加盟国がより有利な規定を適用又は維持する権利を侵害しないものとする。

第2章 入国許可

第5条 原則

1. この指令に基づく第三国国民の入国許可には、当該第三国国民が次の各号に掲げる条件を満たすことを証明する証拠書類の審査を条件としなければならない。
 - (a) 第7条に定める一般条件
 - (b) 第8条、第11条、第12条、第13条、第14条又は第16条における、関連する特定条件
2. 加盟国は、申請者に対し、第1項に掲げる証拠書類を、関係する加盟国の公用語又は当該加盟国が決定する欧州連合のいずれかの公用語で提出するよう求めることができる。
3. 全ての一般条件及び関連する特定条件を満たす場合、当該第三国国民は、[入国]許可を受ける権利があるものとする。

加盟国がその領土に限る居住許可証を発行し、かつ、この指令が定める全ての入国許可条件を満たす場合、当該加盟国は、当該第三国国民に対し必要なビザを発行しなければならない。

第6条 入国許可の数

この指令は、第三国国民が雇用関係の下にある又は将来あるであろうと加盟国がみなす場合、欧州連合運営条約第79条第5項⁽¹⁵⁾に基づき、学生を除き、当該加盟国がこの指令の第2条第1項に掲げる第三国国民の入国許可の数を決定する権利に影響を与えないものとする。これに基づき、許可の申請を棄却又は却下することができる。

第7条 一般条件

1. この指令に基づく第三国国民の入国許可に関し、申請者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(14) 「家族の再統合の権利に関する 2003 年 9 月 22 日の理事会指令 2003/86/EC」(“Council Directive 2003/86/EC of 22 September 2003 on the right to family reunification,” *OJ*, L251, 2003.10.3, pp.12-18. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32003L0086>>) この指令は、域内に居住する第三国国民が、域外に居住する家族を呼び寄せる権利に関して規定している。

(15) 第79条第5項は、EUが定める移民政策は、就労を目的として入国する第三国国民の数を加盟国が決定する権利には影響を与えないことを規定している。

- (a) 国内法が定める有効な渡航文書及び、必要な場合には、ビザの申請若しくは有効なビザ、又は、適用可能な場合には、有効な居住許可証若しくは有効な長期滞在ビザを提示すること。加盟国は、渡航文書の有効期間が少なくとも予定する滞在期間に及ぶよう義務付けることができる。
 - (b) 第三国国民が、関係する加盟国の国内法において未成年である場合、予定する滞在について、親の許可又は同等の文書を提示すること。
 - (c) 第三国国民が、関係する加盟国の国民が通常保障される全ての疾病に対する保険に加入し又は、国内法が規定する場合、加入を申請している証拠を提示すること。当該保険は、予定する滞在の期間有効でなければならない。
 - (d) 加盟国が義務付ける場合は、第 36 条に規定する申請手数料を支払った証拠を提出すること。
 - (e) 第三国国民が、予定する滞在中、加盟国の社会扶助制度に頼ることなく、生活費及び帰国費用を支払うことができる十分な資金を有していることについて、当該加盟国が義務付ける証拠を提出すること。十分な資金に関する査定は、個別の事例の審査に基づかなければならず、特に、補助金、奨学金若しくは研究奨学金、有効な労働契約若しくは拘束力のある採用通知、又は生徒交流計画組織、研修生を受け入れる主体、ボランティア活動計画組織、ホストファミリー若しくはオペア仲介組織からの金銭的保証に由来する資金を考慮に入れなければならない。
2. 加盟国は、申請者に対し、当該加盟国の領土における関係する第三国国民の住所を提出するよう義務付けることができる。
- 加盟国の国内法が、申請時に住所を提出するよう義務付け、かつ、関係する第三国国民が将来の住所を未だ知らない場合は、加盟国は、仮の住所を受け付けなければならない。この場合、当該第三国国民は、遅くとも第 17 条に基づく許可の発行時に、定住地の住所を提出しなければならない。
3. 加盟国は、第 1 項 (e) に掲げる「十分な資金」とみなす参考額を示すことができる。十分な資金の査定は、個別の事例の審査に基づかなければならない。
4. 申請は、関係する第三国国民が、入国許可を希望する加盟国の領土の外に居住する場合又は有効な居住許可証若しくは長期滞在ビザの保持者として既に当該加盟国に居住している場合に、提出及び審査されるものとする。
- 例外として、加盟国は、国内法に基づき、関係する第三国国民が、有効な居住許可証又は長期滞在ビザを保持することなく、合法的に領土内に存在する場合に提出された申請を受け付けることができる。
5. 加盟国は、第三国国民、受入主体又はその二者のいずれか一方が申請を提出するよう決定しなければならない。
6. 公の秩序、公共の安全又は公衆衛生を脅かすとみなされる第三国国民については、その入国を許可してはならない。

第 8 条 研究者に対する特定条件

- 1. 第 7 条に規定する一般条件に加え、研究を目的とする第三国国民の入国許可に関し、申請者は、第 10 条に基づき、受入合意書又は、国内法が規定する場合は、契約 [文書] を提示しなければならない。
- 2. 加盟国は、研究者が当該加盟国の領土に違法に残留した場合には、公的資金により負担された滞在及び帰国の費用を [受入] 研究機関が弁済する責任を有するという、[受

入] 研究機関からの書面による保証を、国内法に基づき、義務付けることができる。当該研究機関の金銭的責任は、受入合意書の満了から最長6か月後に終了するものとする。

第25条に基づき研究者の居住権が延長された場合、この項の第1段落に掲げる研究機関の責任は、求職又は起業を目的とする居住許可証の開始日までに限られるものとする。

3. 第9条に基づき研究機関の認定手続を定めた加盟国は、第三国国民が認定された研究機関に受け入れられる場合、申請者に対し、この条の第2項、第7条第1項(c)、(d)若しくは(e)又は第7条第2項に掲げる文書又は証拠のうち、1又はそれ以上の提示を免除しなければならない。

第9条 研究機関の認定

1. 加盟国は、この指令が定める入国許可手続に基づき、研究者を受け入れることを希望する、公立及び（又は）民間の研究機関に関する認定手続を規定することを決定することができる。
2. 研究機関の認定は、関係する加盟国の国内法又は行政的慣習に規定する手続に基づき行われなければならない。研究機関による認定の申請は、上記の手続に基づき、かつ、法に定められた任務又は法人の目的に適合し、及び研究を実施しているという証拠に基づき、行われなければならない。

研究機関に与えられる認定の期間は、少なくとも5年間とする。例外的な場合は、加盟国は、より短い期間の認定を与えることができる。

3. 加盟国は、特に、次の各号に掲げる場合には、更新の拒否又は認定の取消しを決定することができる。
 - (a) 研究機関が、この条の第2項、第8条第2項又は第10条第7項を遵守しない場合
 - (b) 認定が不正に得られたものである場合
 - (c) 研究機関が、不正に又は過失により、第三国国民との間に受入合意書に署名した場合
更新の申請が拒否された場合又は認定が取り消された場合、[加盟国は] 当該機関に対し、不更新又は取消しの決定を通知した日から最大5年の期間、認定の再申請を禁止することができる。

第10条 受入合意書

1. 研究を目的とする第三国国民の受入れを希望する研究機関は、当該第三国国民との間で受入合意書に署名しなければならない。加盟国は、第2項及び、適用可能な場合には、第3項に掲げる要素を含む契約を、この指令の目的のための受入合意書と同等であるとみなすと規定することができる。
2. 受入合意書には、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。
 - (a) 研究活動又は研究分野の題目又は目的
 - (b) 研究活動を完遂すべく努力するという、当該第三国国民による保証
 - (c) 研究活動を完遂する目的のために第三国国民を受け入れるという、当該研究機関による保証
 - (d) 研究活動の開始日及び終了日又は予定期間
 - (e) 第1の加盟国に申請する時点で将来の[他の加盟国への]移動が分かっている場合には、1又は複数の第2の加盟国への移動に関する情報
3. 加盟国は、次の各号に掲げる事項を受入合意書に含めるよう義務付けることができる。

- (a) 研究機関と研究者の間の法的関係に関する情報
- (b) 研究者の労働条件に関する情報
- 4. 研究機関は、次の各号に掲げる事項を審査した後、研究活動が当該組織における適切な過程を経て認められた場合にのみ、受入合意書に署名できるものとする。
 - (a) 研究活動の目的及び予定期間、並びに実施に必要な資金の使用可能性
 - (b) 認証謄本 [certified copy] に明示されている、研究目的に照らした第三国国民の資格
- 5. 受入合意書は、第三国国民の入国が許可されない場合又は研究者と研究機関の間の法的関係が終了した時に、自動的に失効するものとする。
- 6. 研究機関は、受入合意書の実施を妨げる可能性が生じた場合、加盟国の権限のある当局に直ちに通知しなければならない。
- 7. 加盟国は、研究機関に対し、受入合意書の満了日から 2 か月以内に、当該研究活動が実施されたことの確認を、所定の権限のある当局に提出するよう規定することができる。
- 8. 加盟国は、関係する研究者の許可及びこの条に基づき締結された受入合意書の認定の取消し又は認定の更新拒否の場合の結果を、自国の国内法において定めることができる。

第 11 条 学生に対する特定条件

- 1. 第 7 条に規定する一般条件に加え、学業を目的とする第三国国民の入国許可に関して、申請者は、次の各号に掲げる証拠を提出しなければならない。
 - (a) 当該第三国国民が、学習課程を受講するため、高等教育機関に受け入れられたこと。
 - (b) 加盟国が義務付ける場合は、高等教育機関によって課された費用が支払われたこと。
 - (c) 加盟国が義務付ける場合は、受講する課程の言語に関する十分な知識を有すること。
 - (d) 加盟国が義務付ける場合は、当該第三国国民が学費を支払うための十分な資金を有すること。
- 2. 高等教育機関への入学の結果、関係する加盟国の国民が通常保障される全ての疾病に対する保険資格を自動的に得る第三国国民は、第 7 条第 1 項 (c) に規定する条件を満たすとみなされるものとする。
- 3. 第 15 条に基づき高等教育機関の認定手続を定めた加盟国は、第三国国民が認定された高等教育機関に受け入れられる場合、申請者に対し、この条の第 1 項 (b)、(c) 若しくは (d)、第 7 条第 1 項 (d) 又は第 7 条第 2 項に掲げる文書又は証拠のうち、1 又は複数の提示を免除しなければならない。

第 12 条 生徒に対する特定条件

- 1. 第 7 条に規定する一般条件に加え、生徒交流計画又は教育事業を目的とする第三国国民の入国許可に関して、申請者は、次の各号に掲げる証拠を提出しなければならない。
 - (a) 当該第三国国民が、関係する加盟国が定めた年齢又は学年の下限を下回る者又は上限を超える者でないこと。
 - (b) 教育施設から受け入れられたこと。
 - (c) 国内法又は行政的慣習に基づく教育施設が実施する生徒交流計画又は教育事業により、承認された、国家又は地域の教育課程に参加すること。
 - (d) 関係する加盟国の領土への滞在期間中、特に学費に関し、教育施設又は、国内法に規定される限りにおいて、第三者が、第三国国民の責任を引き受けること。
 - (e) 当該第三国国民が、その滞在期間中、家庭、教育施設内の宿泊施設又は、国内法に

規定する限りにおいて、関係する加盟国が定めた条件を満たし、かつ当該第三国国民が参加する生徒交流計画若しくは教育事業の規定に基づき選ばれた、その他の宿泊施設に宿泊する予定であること。

2. 加盟国は、自国の国民が同等の参加可能性を有する生徒交流計画又は教育事業について、参加する生徒を第三国国民に限定することができる。

第13条 研修生に対する特定条件

1. 第7条に規定する一般条件に加え、研修を目的とした第三国国民の入国許可に関して、申請者は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (a) 理論的及び実践的な研修について規定する、受入主体との研修合意書を提示すること。加盟国は、当該研修合意書が、権限のある当局に認定され、かつ、合意書に基づく条件が、関係する加盟国の国内法、労働協約又は慣習に規定する要件に適合するよう義務付けることができる。研修合意書には、次に掲げる内容を含めなければならない。
 - (i) 教育の目的又は学習の要素を含む研修課程の説明
 - (ii) 研修の期間
 - (iii) 研修生の配置及び監督条件
 - (iv) 研修の時間
 - (v) 研修生と受入主体との法的関係
 - (b) 申請日に先立つ2年の間に高等教育学位を取得したこと又は高等教育学位を得るための学習課程を履修していることの証拠を提出すること。
 - (c) 加盟国が義務付ける場合は、第三国国民が、滞在期間中、研修費用を支払うための十分な資金を有することの証拠を提出すること。
 - (d) 加盟国が義務付ける場合は、第三国国民が、研修の目的に必要とされる知識を得るため、語学研修を受けた又は受ける予定であることの証拠を提出すること。
 - (e) 加盟国が義務付ける場合は、関係する加盟国の領土への滞在期間中、特に生活費及び宿泊費用に関し、受入主体が第三国国民の責任を引き受けることの証拠を提出すること。
 - (f) 加盟国が義務付ける場合は、当該第三国国民の滞在期間中、受入主体が宿泊施設を提供する場合において、当該宿泊施設が、関係する加盟国の規定する条件に適合していることの証拠を提出すること。
2. 加盟国は、研修が、高等教育学位又は第1項(b)に掲げる学習課程と同一の分野及び同等の資格水準であるよう義務付けることができる。
3. 加盟国は、受入主体に対し、研修が就労に代わるものではないことを立証するよう義務付けることができる。
4. 加盟国は、研修生が当該加盟国の領土に違法に残留した場合には、公的資金で支払われた滞在及び帰国の費用を弁済する責任を受入主体が有するという、受入主体からの書面による保証を、国内法に基づき、義務付けることができる。受入主体の金銭的責任は、研修合意書の満了から最長6か月後に終了するものとする。

第14条 ボランティアに対する特定条件

1. 第7条に規定する一般条件に加え、ボランティア活動を目的とする第三国国民の入国許可に関して、申請者は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (a) 第三国国民が参加するボランティア活動計画に関し、受入主体又は、国内法に規定される限りにおいて、関係する加盟国において責任を有する他の団体との合意書を提

出すること。合意書には、次に掲げる内容を含めなければならない。

- (i) ボランティア活動計画の説明
 - (ii) ボランティア活動の期間
 - (iii) ボランティア活動の配置及び監督条件
 - (iv) ボランティアの時間
 - (v) 第三国民の、滞在期間中の生活費及び宿泊費用を支払うことができる資金並びに手元金の最小金額
 - (vi) 適用可能な場合は、ボランティア活動の実施に役立てるため、第三国民が受ける研修
- (b) 加盟国が義務付ける場合は、第三国民の滞在期間中、受入主体が宿泊施設を提供する場合において、当該宿泊施設が、関係する加盟国の規定する条件に適合していることの証拠を提出すること。
- (c) 受入主体又は、国内法に規定する限りにおいて、ボランティア活動計画に責任を有する他の団体が、第三者〔賠償責任〕保険に加入している証拠を提出すること。
- (d) 加盟国が義務付ける場合は、第三国民が、当該加盟国の言語、歴史及び政治・社会構造について初歩的な学習を受けた又は受ける予定である証拠を提出すること。
2. 加盟国は、欧州ボランティアサービスにおける規定を損なうことなく、ボランティア活動計画に参加を申請する第三国民の年齢の下限及び上限を決定することができる。
3. 欧州ボランティアサービスに参加するボランティアは、第 1 項 (c) 及び、適用可能な場合は、同項 (d) に基づく証拠の提示を必要としないものとする。

第 15 条 高等教育機関、教育施設、ボランティア活動計画に責任を有する組織又は研修生受入主体の認定

1. この指令の目的のため、加盟国は、高等教育機関、教育施設、ボランティア活動計画に責任を有する組織又は研修生受入主体の認定手続の規定を決定することができる。
2. 認定は、関係する加盟国の国内法又は行政的慣習に規定する手続に基づき行われなければならない。
3. 加盟国が第 1 項及び第 2 項に基づき認定手続を定めることを決定する場合、当該加盟国は、特に、認定の条件及び基準、その有効期間、取消し及び不更新を始めとする違反した場合の帰結、並びに適用可能な全ての罰則について、関係する受入主体に対し、明白かつ透明性を有する情報を提供しなければならない。

第 16 条 オペアに対する特定条件

1. 第 7 条に規定する一般条件に加え、オペアを目的とする第三国民の入国許可に関して、当該第三国民は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (a) 受領する手元金、オペアが〔語学等の〕講義に出席できるようにするための適切な措置、及び家庭での任務の最大時間に関する詳述を含む、オペアとしての第三国民の権利及び義務を定義する、当該第三国民とホストファミリーとの間の合意書を提出すること。
 - (b) 18 歳以上かつ 30 歳以下であること。例外として、加盟国は、上限年齢を超えた第三国民をオペアとして入国を認めることができる。
 - (c) ホストファミリー又はオペア仲介組織が、国内法に規定する限りにおいて、関係する加盟国の領土への滞在期間中、特に生活費、宿泊費用及び事故の危険性に関し、当該第三国民の責任を引き受けることの証拠を提出すること。

2. 加盟国は、オペアとして入国許可を申請する第三国国民に対し、次の各号に掲げる証拠のいずれかを提出することを義務付けることができる。
 - (a) 関係する加盟国の言語に関する基礎的知識
 - (b) 中等教育経験若しくは職業資格を有すること又は、適用可能な場合は、国内法が義務付ける規制職業⁽¹⁶⁾を遂行するための条件を満たすこと。
3. 加盟国は、国内法に定義された条件に基づき、オペア仲介組織のみがオペアの配置を行うことができると決定することができる。
4. 加盟国は、ホストファミリーの構成員が、オペアを目的とする入国許可を申請する第三国国民とは異なる国籍であり、かつ、関係する当該第三国国民といかなる家族関係も有しないことを義務付けることができる。
5. オペアの任務の最大時間は、1週間当たり25時間を超えてはならない。オペアは、1週間に少なくとも1日、オペアの任務がない日を有しなければならない。
6. 加盟国は、オペアに対して支払われる手元金の最低金額を規定することができる。

第3章 許可及び居住期間

第17条 許可

1. 許可が居住許可証の形態をとる場合、加盟国は、規則 (EC) No 1030/2002⁽¹⁷⁾に規定する書式を使用しなければならず、居住許可証に「研究者」、「学生」、「生徒」、「研修生」、「ボランティア」又は「オペア」のいずれかを記入しなければならない。
2. 許可が長期滞在ビザの形態をとる場合、加盟国は、ビザの「備考 [remarks]」の項目に「研究者」、「学生」、「生徒」、「研修生」、「ボランティア」又は「オペア」のいずれに対して発行されたものであるかを示す符号を記入しなければならない。
3. 移動措置を含む欧州連合若しくは多国間の特定の計画⁽¹⁸⁾、又は二者若しくはそれ以上の承認された高等教育機関の間の合意に基づき、欧州連合に到着する研究者及び学生に関し、許可は、当該の特定の計画又は合意に言及しなければならない。
4. 研究者に対し、長期移動許可が居住許可証の形態で発行される場合、加盟国は、規則 (EC) No 1030/2002に規定する書式を使用しなければならず、居住許可証に「移動研究者 [researcher-mobility]」と記入しなければならない。研究者に対し、長期移動許可が長期滞在ビザの形態で発行される場合、加盟国は、ビザの「備考」の項目に「移動研究者」と記入しなければならない。

第18条 許可の期間

1. 研究者に対する許可の有効期間は、少なくとも1年間とし、受入合意書の期間が1年間より短い場合は、その期間とする。第21条⁽¹⁹⁾が適用されない場合は、許可は更新されなければならない。

移動措置を含む欧州連合又は多国間の計画に基づく研究者に対する許可の期間は、少なくとも2年間とし、受入合意書の期間が2年間より短い場合は、その期間とする。

(16) 規制職業とは、その職業活動が法令による特定の職業資格に基づいて行われなければならないもの。例えば、医師、看護師、建築士、保育士等。

(17) *OJ, op.cit.*(11)

(18) 第3条第20項を参照。

(19) 第21条は、許可の取消し又は不更新の事由を規定している。

第7条に規定する一般条件が2年間又は受入合意書の期間全体に満たない場合は、この項の第1段落が適用されるものとする。加盟国は、第21条に規定する取消事由が適用されないことを確認する権利を保持するものとする。

2. 学生に対する許可の有効期間は、少なくとも1年間とし、学業の期間が1年間より短い場合は、その期間とする。第21条が適用されない場合は、許可は更新されなければならない。

移動措置を含む欧州連合若しくは多国間の計画、又は二者若しくはそれ以上の承認された高等教育機関の間の合意に基づく学生に対する許可の期間は、少なくとも2年間とし、学業の期間が2年間より短い場合には、その期間とする。第7条に規定する一般条件が2年間又は学業の期間全体に満たない場合、この項の第1段落が適用されるものとする。加盟国は、第21条に規定する取消事由が適用されないことを確認する権利を保持するものとする。

3. 加盟国は、学業のための居住期間の合計が国内法に定義された学業の最大期間を超えてはならないことを決定することができる。
4. 生徒に対する許可の有効期間は、生徒交流計画又は教育事業の期間が1年未満の場合は、その期間とし、最大1年間とする。第21条が適用されない場合、加盟国は、生徒交流計画又は教育事業の完了に必要な期間、許可の更新を1回認めることを決定することができる。
5. オペアに対する許可の有効期間は、最大1年間又は、オペアとホストファミリーとの間の合意書の期間が1年未満の場合、その期間とする。第21条が適用されない場合、加盟国は、ホストファミリーから正当な請求がなされた後、最大6か月間、許可の更新を1回認めることを決定することができる。
6. 研修生に対する許可の有効期間は、最大6か月間又は、研修合意書の期間が6か月未満の場合は、その期間とする。合意書の期間が6か月間を超える場合は、国内法に基づく期間を許可の有効期間とすることができる。

第21条が適用されない場合、加盟国は、研修の完了に必要な期間、許可の更新を1回認めることを決定することができる。

7. ボランティアに対する許可の期間は、最大1年間又は、第14条第1項(a)に掲げる合意書の期間が1年未満の場合は、その期間とする。合意書の期間が1年間を超える場合は、国内法に基づく期間を許可の有効期間とすることができる。
8. 加盟国は、関係する第三国国民の渡航文書の効力が1年未満又は第1項及び第2項に掲げる場合において2年未満である場合、許可の有効期間は渡航文書の有効期間を超えてはならないことを決定することができる。
9. 加盟国が、最初の1年間、長期滞在ビザに基づく入国及び許可を認める場合、居住許可証の申請は、当該長期滞在ビザの満了に先立ち提出されなければならない。第21条が適用されない場合、居住許可証は発行されなければならない。

第19条 補足的情報(略)

第4章 却下、取消し又は不更新の事由

第20条 却下の事由(略)

第21条 許可の取消し又は不更新の事由(略)

第5章 権利

第22条 同等の待遇

1. 研究者は、指令 2011/98/EU⁽²⁰⁾の第12条第1項及び第4項に規定するとおり、関係する加盟国の国民と同等の待遇を受ける権利を有するものとする。
2. 加盟国は、研究者に関し、次の各号に掲げるとおり、同等の待遇を制限することができる。
 - (a) 指令 2011/98/EU の第12条第1項(c)のうち、学業及び生活のための補助金及び貸付金又はその他の助成金及び貸付金を除く。
 - (b) 指令 2011/98/EU の第12条第1項(e)のうち、6か月以内の期間、加盟国の領土において居住を許可された研究者に対し、家族給付を交付しない。
 - (c) 指令 2011/98/EU の第12条第1項(f)のうち、研究者が給付金を請求する対象である家族構成員の登録居住地又は現居住地を、関係する加盟国の領土内に限定する。
 - (d) 指令 2011/98/EU の第12条第1項(g)のうち、住宅の入手を制限する。
3. 加盟国において雇用関係にあるとみなされる研修生、ボランティア及びオペア、並びに学生は、指令 2011/98/EU の第12条第1項及び第4項に規定するとおり、関係する加盟国の国民と同等の待遇を受ける権利があり、かつ、同条第2項に規定する制限を受けるものとする。
4. 加盟国において雇用関係にあるとみなされない研修生、ボランティア及びオペア、並びに生徒は、国内法が規定する、財若しくはサービスの入手、公衆が利用可能な財若しくはサービスの提供、又は、適用可能な場合は、関連する国内の手續に基づく卒業証書、修了証明書及びその他の職業資格の承認に関し、同等の待遇を受ける権利を有するものとする。

加盟国は、前段落に掲げる者に対して、国内法に基づき、住宅の入手手続及び（又は）職業安定所が提供するサービスに関し、同等の待遇を与えないことを決定することができる。

第23条 研究者による教授

研究者は、研究活動に加え、国内法に基づき、教授活動を行うことができる。加盟国は、教授活動の最大時間又は最大日数を規定することができる。

第24条 学生による経済活動

1. 学生は、第3項に規定する制限を条件として、学習時間以外に、かつ、関係する加盟国において関連する活動に適用可能な規則及び条件に基づき、雇用される権利があるものとし、また、自営の経済活動を行う権利を与えられることができる。
2. 必要に応じ、加盟国は、国内法に基づき、学生及び（又は）雇用者に対し、事前の許可を与えなければならない。

(20) 「加盟国の領土に居住し労働する第三国国民の単一許可証のための単一申請手続及び加盟国に合法的に居住する第三国の労働者のための一連の共通の権利に関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 2011/98/EU」(“Directive 2011/98/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on a single application procedure for a single permit for third-country nationals to reside and work in the territory of a Member State and on a common set of rights for third-country workers legally residing in a Member State,” *OJ*, L343, 2011.12.23, pp.1-9. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32011L0098>>) この指令の第12条では、域外第三国国民について、居住する加盟国の国民と同等の待遇を受ける権利を規定している。

3. 全ての加盟国は、当該〔経済〕活動に認められる 1 週間当たりの時間数又は 1 年間当たりの日数若しくは月数を決定しなければならない、その数は、1 週間当たり 15 時間又は 1 年間当たりこれと同等の日数若しくは月数を下回ってはならない。関係する加盟国の労働市場の状況は、これを考慮することができる。

第 25 条 研究者及び学生のための求職又は起業を目的とした滞在

1. 研究又は学業の完了後、研究者及び学生は、第 3 項に掲げる居住許可証に基づき、少なくとも 9 か月の間、求職又は起業を目的として、第 17 条に基づく許可を発行した加盟国の領土に滞在できるものとする。
2. 加盟国は、この条の適用により利益を受けるために学生が取得しなければならない最低限の学位の水準を規定することを決定することができる。この水準は、欧州資格枠組み⁽²¹⁾のレベル 7 を上回ってはならない。
3. 第 1 項に掲げる滞在目的のため、加盟国は、研究者又は学生からの申請に基づき、この指令の第 7 条第 1 項 (a)、(c)、(d) 及び (e)、第 7 条第 6 項、並びに、適用可能な場合は、第 7 条第 2 項に規定する条件が引き続き満たされている場合には、規則 (EC) No 1030/2002⁽²²⁾に基づき、当該第三国国民に対し居住許可証を発行しなければならない。加盟国は、研究者に対し、研究活動が完了したことに係る研究機関からの確認、又は、学生に対し、高等教育の卒業証書、修了証明書若しくはその他の公的資格を取得した証拠〔の提出〕を義務付けるものとする。適用可能な場合において、第 26 条の規定を引き続き満たす場合には、同条に規定する居住許可証は、しかるべく更新されなければならない。
4. 加盟国は、次の各号に掲げる場合、この条に基づく申請を却下することができる。
 - (a) 第 3 項に規定する条件、並びに、適用可能な場合は、第 2 項及び第 5 項を満たさない場合
 - (b) 提示された文書が、不正に入手された、偽造された又は改ざんされたものである場合
5. 加盟国は、研究者又は学生、及び、適用可能な場合は、研究者の家族構成員によるこの条に基づく申請が、第 17 条又は第 26 条に基づき発行された許可の満了日の少なくとも 30 日前に提出されることを義務付けることができる。
6. 高等教育の卒業証書、修了証明書若しくはその他の公的資格を取得した証拠又は研究活動が完了したことに係る研究機関からの確認を、第 17 条に基づき発行された許可の満了日より前に提出することができず、かつ、他の全ての条件が満たされている場合、加盟国は、国内法に基づき、当該証拠〔又は確認〕を合理的期間内に提出する目的のため、当該第三国国民が自国の領土内に滞在することを認めなければならない。
7. 関係する加盟国がこの条に基づき居住許可証を発行してから 3 か月後以降に、当該

(21) 「生涯学習のための欧州資格枠組みの制定に関する 2008 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会勧告」 (“Recommendation of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning,” *OJ*, C111, 2008.5.6, pp.1-7. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008H0506%2801%29>>) 欧州資格枠組みでは、異なる国の教育資格の比較を可能とするため、義務教育修了レベル (レベル 1) から博士号レベル (レベル 8) までの 8 つの資格レベルを定義している。レベル 7 は、修士レベルを指す。松井祐次郎「若年者の就業支援—EU、ドイツ、イギリスおよび日本の職業教育訓練を中心に—」『青少年をめぐる諸問題—総合調査報告書—』(調査資料 2008-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009. pp.171-175 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999295_po_200884.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(22) *OJ*, *op.cit.*(11)

加盟国は、第三国国民に対し、職業に従事する又は起業する確かな見込みがあることを証明するよう義務付けることができる。

加盟国は、当該第三国国民が求めている雇用又は設立している過程にある企業が、完了した研究又は学業の水準に相応していることを義務付けることができる。

8. 第3項又は第7項に規定する条件が満たされなくなった場合、加盟国は、国内法に基づき、当該第三国国民及び、適用可能な場合は、その家族構成員の居住許可証を取り消すことができる。
9. 第2の加盟国は、当該国に居住する又は居住した研究者及び、適用可能な場合には、研究者の家族構成員又は学生に対し、第28条、第29条、第30条又は第31条に基づき、この条を適用することができる。

第26条 研究者の家族構成員

1. 研究者の家族構成員が第1の加盟国、又は〔研究者が〕長期移動の場合、第2の加盟国において、研究者に合流することを許可するため、加盟国は、この条に規定する例外を除き、指令2003/86/EC⁽²³⁾の規定を適用しなければならない。
2. 指令2003/86/ECの第3条第1項及び第8条⁽²⁴⁾の例外として、家族構成員に対する居住許可証の交付は、研究者が永住の権利を得る合理的予測を有し、かつ最小限〔1年間以上〕の居住期間を有しているという要件に依存して行われてはならない。
3. 指令2003/86/ECの第4条第1項の最終段落及び第7条第2項⁽²⁵⁾の例外として、同規定に掲げる〔社会〕統合の条件及び手段は、関係する者が居住許可証の交付を受けた後に限り適用することができる。
4. 指令2003/86/ECの第5条第4項第1段落⁽²⁶⁾の例外として、家族構成員の居住許可証は、家族再統合の条件が満たされた場合、申請の提出が完了した日から90日以内に加盟国から交付されなければならない。加盟国の権限のある当局は、〔研究者の入国許可又は長期移動の申請と〕家族構成員のための申請が同時に提出された場合は、研究者の入国許可又は長期移動の申請と同時に、家族構成員のための申請を処理しなければならない。家族構成員のための居住許可証は、研究者が第17条に基づき許可を交付された場合に限り交付されなければならない。
5. 指令2003/86/ECの第13条第2項及び第3項⁽²⁷⁾の例外として、家族構成員の居住許可証の有効期間は、原則として、研究者の許可の満了日に終了するものとする。この規定には、適用可能な場合は、第25条に基づき求職又は起業を目的として研究者に交付された許可を含むものとする。加盟国は、少なくとも予定する滞在期間の間、家族構

(23) *OJ, op.cit.*(14)

(24) 第3条第1項では、指令に基づき家族を呼び寄せることができる第三国国民について、1年以上の有効期間がある居住許可証を有して加盟国に居住し、永住の権利を得る合理的予測を有している者と規定している。第8条では、加盟国は、家族を呼び寄せようとする第三国国民について、その家族と合流するまでの（当該加盟国での）居住期間が2年以内であるよう義務付けることができると規定している。

(25) 第4条第1項の最終段落では、第三国国民の13歳以上の子が単独で到着した場合、当該加盟国は、指令に基づく入国・居住許可を行う前に、社会統合に関する条件に適合するか確認できることを規定している。第7条第2項では、難民及び難民の家族の社会統合措置について規定している。

(26) 第5条第4項第1段落では、加盟国の権限ある当局は、申請の提出から遅くとも9か月以内に、申請に対する決定を書面で通知しなければならないと規定している。

(27) 第13条第2項及び第3項では、加盟国は、呼び寄せられる家族に対し、最低1年間の有効期間を有する居住許可書を付与しなければならない、同許可証は更新可能でなければならないこと、また、家族に与えられる許可証は、原則として（当該加盟国に既に居住している）第三国国民本人が保持する居住許可証の有効期間を超えてはならないことを規定している。

成員の渡航文書が有効であることを義務付けることができる。

6. 指令 2003/86/EC の第 14 条第 2 項第 2 文⁽²⁸⁾の例外として、第 1 の加盟国又は、長期滞在の場合、第 2 の加盟国は、特に高い失業率である場合などの例外的な状況を除き、家族構成員が労働市場に参入することに関し、いかなる時間的制限も適用してはならない。

第 6 章 加盟国間の移動

第 27 条 欧州連合内の移動（略）

第 28 条 研究者の短期移動（略）

第 29 条 研究者の長期移動（略）

第 30 条 研究者の家族構成員の移動（略）

第 31 条 学生の移動（略）

第 32 条 移動の場合における保護及び罰則（略）

第 7 章 手続及び透明性

第 33 条 受入主体に対する罰則

加盟国は、この指令に基づく義務を遂行しない受入主体又は第 24 条が該当する場合は雇用者に対し、罰則を規定することができる。この罰則は、実効的で、均衡が取れ、かつ、抑止的でなければならない。

第 34 条 手続の保証及び透明性

1. 関係する加盟国の権限のある当局は、許可又はその更新の申請に対する決定を行わなければならない。国内法に基づく通知手続により、可及的速やかに、かつ、申請の提出が完了した日から 90 日以内に、申請者に対し、当該決定を書面で通知しなければならない。
2. この条の第 1 項の例外として、入国許可手続が、第 9 条及び第 15 条に掲げる認定受入主体に関連するものである場合は、申請に対する決定は、可及的速やかに、かつ、遅くとも 60 日以内になされなければならない。
3. 申請の裏付けとして提出された情報又は書類に不備がある場合、権限のある当局は、申請者に対し、必要な付加情報を合理的な期間内に通知しなければならない。提出の合理的期限を定めなければならない。第 1 項及び第 2 項に掲げる期間は、権限のある当局が必要な付加情報を受理するまで一時的に停止されるものとする。付加情報又は書類が期限内に提出されない場合、申請を却下することができる。
4. 入国の不許可、申請の却下又は更新の拒否を宣言する決定の理由は、申請者に対し、書面で通知されなければならない。許可の取消しの決定についての理由は、当該第三国国民に対し、書面で通知されなければならない。許可の取消しの決定についての理由は、受入主体に対しても、書面で通知することができる。
5. 入国の不許可、申請の却下、更新の拒否又は許可の取消しを宣言する決定は、国内

(28) 第 14 条第 2 項第 2 文では、加盟国は、呼び寄せられる家族に対して労働許可（12 か月以内）を与える前に、当該加盟国の労働市場の状況を検討できると規定している。

法に基づき、関係する加盟国において法的な異議申立てが認められなければならない。書面による通知には、上訴を行うことができる司法機関又は行政当局及び上訴の期限を明記しなければならない。

第 35 条 透明性及び情報へのアクセス

加盟国は、この指令の範囲に該当する第三国国民及び、適用可能な場合は、その家族構成員の申請に必要な証拠書類に関する情報、並びに権利、義務、手続上の保護を含む入国及び居住条件に関する情報を、申請者が容易に入手できるようにしなければならない。当該情報には、適用可能な場合は、全ての事例における個別の審査を損なうことなく、学費又は研修費用の支払いのために十分な資金を含む 1 か月当たりの十分な資金の水準、及び適用可能な手数料を含めなければならない。

全ての加盟国における権限のある当局は、この指令の目的のため、認定された受入主体の一覧を公表しなければならない。当該一覧に変更があり次第、可及的速やかに一覧の更新版を公表しなければならない。

第 36 条 手数料

加盟国は、第三国国民及び、適用可能な場合には、その家族構成員又は受入主体に対し、この指令に基づき通知及び申請を処理するため、手数料を支払うことを義務付けることができる。当該手数料の水準は、均衡を欠く又は過大なものであってはならない。

第 8 章 最終規定

第 37 条 連絡窓口間の協力（略）

第 38 条 統計

1. 加盟国は、欧州委員会に対し、この指令の目的のために交付された許可の数、第 28 条第 2 項又は第 31 条第 2 項に基づき受領した通知の数、及び、可能な限りにおいて、許可が更新又は取り消された第三国国民の数に関する統計を通知しなければならない。入国が許可された研究者の家族構成員に関する統計は、同様に通知されなければならない。これらの統計は、国籍別に分けなければならない、かつ、可能な限りにおいて、許可の有効期間別に分けなければならない。
2. 第 1 項に掲げる統計は、暦年の 1 年間を基準期間とし、当該基準年の末から 6 か月以内に、欧州委員会に対して通知されなければならない。最初の基準年は、2019 年とする。
3. 第 1 項に掲げる統計は、欧州議会及び理事会規則（EC）No 862/2007⁽²⁹⁾に基づき通知されなければならない。

第 39 条 報告

定期的に、かつ、第 1 回目は 2023 年 5 月 23 日までに、欧州委員会は、加盟国におけ

(29) 「外国人労働者に関する統計の編纂に関する理事会規則（EEC）No 311/76 の廃止、並びに移民及び国際的保護に係る共同体の統計に関する 2007 年 7 月 11 日の欧州議会及び理事会規則（EC）No 862/2007」（“Regulation (EC) No 862/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on Community statistics on migration and international protection and repealing Council Regulation (EEC) No 311/76 on the compilation of statistics on foreign workers,” *OJ*, L199, 2007.7.31, pp.23-29. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32007R0862>>) この規則は、移民、難民等の移動に関する統計の収集・編纂についての共通規則を規定している。

るこの指令の適用に関する報告書を欧州議会及び理事会に対して提出しなければならない。適切な場合には、改正を提案しなければならない。

第40条 〔国内法への〕置換

1. 加盟国は、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政規定を、遅くとも2018年5月23日までに施行しなければならない。加盟国は、それらの措置の本文を欧州委員会に直ちに通知しなければならない。（後略）
2. 加盟国は、この指令が該当する範囲において採択する国内法の主要な規定の本文を欧州委員会に通知しなければならない。

第41条 廃止（略）

第42条 施行

この指令は、『欧州連合官報 [Official Journal of the European Union]』におけるその公布日の翌日から施行するものとする⁽³⁰⁾。

第43条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2016年5月11日、ストラスブールにて採択

欧州議会議長 M. シュルツ

理事会議長 J.A. ヘニス・プラサハート

附表1 A 廃止指令 B 国内法への置換期限及び適用日（略）

附表2 相関表（略）

（しまむら ともこ）

(30) 公布は、2016年5月21日である。